

(様式第4号)

上田市中小企業振興条例検討委員会 会議概要

1 審議会名	上田市中小企業振興条例検討委員会 (第3回)
2 日時	令和元年11月1日 午後1時30分から午後3時10分まで
3 会場	上田商工会議所4階 議員会議室
4 出席者	久保山修会長、清水貞男副会長、浅川等委員、金子義幸委員、神崎久委員、佐藤信司委員、下村敬貴委員、城下徹委員、関野友憲委員、丸山かず子委員、
5 市側出席者	吉澤猛上田市政策研究センター長、大矢義博商工観光部長、宮島裕一商工課長、長田泰幸地域雇用推進課長、青木卓郎観光課長 石山晋商工課商工振興係長、上原匡商工課主査
6 公開・非公開	<u>公開</u> ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和元年 11月11日

協 議 事 項 等

1 開会
2 議事
(1) 上田市中小企業・小規模企業振興基本条例の骨子案について (資料1、資料2、資料3) ○資料に基づき、事務局が説明
(1) - 1 前文について
(委員) 前文中、「市民生活の基盤となる雇用や所得」とあるが、雇用があれば所得があるのは当たり前のこと。せつかく書くのであれば、「安定した所得」とした方が適切ではないか。昨今、職があっても結婚、子育てが難しいという話もある。安定した生活、安定した所得であることが重要。
(委員) 上田市の特色というものを語る上で、気象という面も盛り込めないか。
(委員) おっしゃることは分かるが、細かいことを言い始めるとまだまだ足りないものもあってくる。前回の前文はシンプルにという意見もあってこのような案にまとめていただいているので、これはこのままで良いのではないか。
(委員) 蚕業が栄えた上田の背景などとしてこの地域特有の気候があるということももっともであり、おっしゃる趣旨は良く分かるが、昨今、気象問題を語る上では地球温暖化問題が一番大きいところ。中小企業も温暖化対策のために努力していくことは大切なことだが、それを言い出すとそちらが大きくなって、本条例本来の目的が薄れていく。ここでは案の程度で良いのではないか。
(委員) おっしゃる気象の意味が、温暖なのか晴天率なのか具体的に何かということもあるが、もしそうであればそれらのことをさらっと入れ込むだけならそれはそれで構わないと思う。
(委員) 持続的な発展という文言もあるので、解釈の中にでも「SDG's」という要素も入れ込んではどうか。
(委員) 前回の議論でも委員から経営課題は絶えず変わっていくことを踏まえた書きぶりにするべきという意見があったが、グローバル化、IoT、AI などへの対応も現時点のもの。条例が原則普遍のものという考えで作られるのであれば個々具体的な課題を列挙するのではなく、「経済や社会情勢の変化に対応した」などの表現とした方が適切ではないか。

(委員) 委員の意見に大賛成。目先のことだけでなく、変化に柔軟に対応していくということが分かれば良いので、入れるのであれば解説部分に入れ、条例自体は長い時間軸で捉えるべき。

(1) - 2 第1条(目的)について

(委員) 目的の中では、「市の責務等を明らかにする」とあるが、本条例では中小企業の責務や各主体の役割など市の責務以外にも多く定めている。「等」にすべて含まれるということで良いのか、くどくなることを承知でそれぞれ個別に明記すべきなのか委員の皆さんの見解を伺いたい。

本条例が中小企業振興のためにあるものだとするのであれば、少なくとも「中小企業の責務」という文言は入るべきではないか。

(委員) 一般的に複数の事項を「等」まとめる場合、少なくとも2つ程度は具体的に列挙されることが多いようにも思う。それを踏まえれば「中小企業及び市の責務等を明らかにする」としてはいいかがか。

(委員) 委員のご意見に賛成。

(委員) 「責務」としているのは市と中小企業なので、その2つを明記し、他は「等」で読むということで良いかと思う。

(1) - 3 第2条(定義)、第3条(基本理念)について

○意見無し

(1) - 4 第4条(市の責務)、第5条(中小企業の責務)について

(委員) 第1項「施策を総合的に推進する」とあるが「総合的な計画を策定し、施策を実施する」とし、推進のみならず実施までが市の責務であることを明記すべきではないか。また、計画の策定や施策の実施にあたっては、中小企業関係団体等と連携することとする新たな項を一つ加えていただきたい。

(委員) ここに入れるべきかどうかは別にして、誰がどのように推進していくのかという推進体制が大切だと考える。第12条で意見聴取に係る条文はあるが、市だけではない推進体制をしっかりと構築してPDCAを回していくということをごどこかに明記できないか。

(委員) 前回の議論を踏まえて、第5条中小企業の責務の箇所では、「努めなければならない」と書きぶりを修正したが、第4条では「努めるものとする」となっている。責務の負い方に差があるように思うが揃える必要はないのか。

(委員) 前回の議論を踏まえてのものかとは思いますが、第5条中小企業の責務の項はすべて、言い切りの形が「努めなければならない」となっている。「責務」ということであれば「努める」では弱かろうという趣旨で前回意見を申し上げたが、必ずしも「努めなければならない」にこだわることなく4条の表現をはじめ、条文全体を俯瞰的に見渡し適切な表現を充てるということは必要かと思う。全て「努めなければならない」とすることで中小企業者が反発心を覚えるものであってはならないと思う。

(委員) 今回この案を初めて見たときに原因は分からなかったが違和感を覚えた。よくよく考えると違和感の正体は、本来中小企業の振興のために関係する者が全体で取り組もうという趣旨の条

例のはずであるのに、今の案は中小企業だけがやらなければならないという文章のように見えてしまっていること。中小企業自らが一生懸命に取り組まなければならないのはもちろんだが、そもそも誰のための条例なのかという原点を踏まえて全体を整えないと、中小企業者誤解を与えてしまうものになりかねない。そういった視点でもう一度言葉遣い等を見直していただきたい。

(事務局) 委員ご指摘の推進体制の構築に関しては、第12条の解説において、「上田市商工業振興プラン等の各種計画の策定や見直しに当たっては、関係者による検討委員会を設け、経済情勢や地域課題を的確に把握」と明記しているところでありご了解いただきたい。また、委員ご指摘の第4条と第5条の言い切りの形の違いについては、条例の技術的なものであり、義務の強さでいうと、市の責務1項にある「行うものとする」が自らやることを義務付けるものであり一番強い表現となる。「努めることとする」は努力規定で比較的弱い義務、「努めなければならない」は前述2つの間くらいの義務となる。ご指摘の内容で言えば、第4条2項の市の責務が「努めることとする」となっており、弱い表現になっているので第5条の「努めなければならない」との並びを再検討する必要がある。他市の例では、「中小企業者の責務」としているところよりも「中小企業の努力」と表現しているところが多い。この点について委員の皆さんのご意見を伺いたい。

(委員) 「責務」と書かれることと「努力」と書かれることの違いについて、実際に中小企業の方のご意見を伺いたい。

(委員) 実際企業を経営している立場からすれば、基本的に企業は自己責任。それが根本になれば事業は展開できない。まず、誰かが何かやってくれるという姿勢ではないということを前提にすれば、上からああしろ、こうしろと言われるのではなく、自ら主体的に取り組んでいくんだということをお願いしてもらえるとありがたい。理念の根本にある一番大切なところは、中小企業の経営者が自ら主体的に経営改善し、社員を守り、そして主体的に地域の活性化に寄与するものであるとするならば、おのずから「努力」としていただく方が、中小企業経営者にとっては現在やっている努力をさらに頑張ってもらいたいという応援をいただいているというに感じることができるのではないかと。

(委員) 「努力」することが「責務」なので、「責務」のままでも問題ないかとは思う。「責務」だからやる、「努力」だからやらないというものでもない。また、先の第1条(定義)の議論で「責務」を負う市と中小企業を明記するというものもあった。「努力」になるとその辺りの線引きにも影響を与えかねないかと懸念する。

(委員) 県の条例は、「県の責務」「中小企業の努力」「大企業の役割」となっている。また、他地域の条例を見ても「中小企業の努力」が多い。受ける感じでは、責務は上からやらなければいけないと言われている感じを受ける。「努力」が良いのではないかとと思う。

(委員) これを見た中小企業の方が違和感を覚えるということであって、実際に条例が厳しい義務を課す性質のものでないことや、他自治体の例を踏まえると「努力」が良いのではないかと。

(事務局) 双方の意見が出ているが、多くの委員が支持されているように「中小企業の努力」という表現としたい。また、委員のご指摘にあった第1条の標記は、整合性を図った表現にして「中小企業」を盛り込むこととしたい。

(委員) 第5条第1項の表現が「経営の改善及び向上」に修正されたのに伴い、以前の第3項「経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むよう努める。」が削除されている。第6条でも同

様に「経営基盤の強化及び経営の革新」が削除されている。個人的にはいずれも「経営の改善及び向上」との表現より「経営基盤の強化及び経営の革新」が適切ではないかと思うが皆さんの見解はどうか。

(委員) 言葉の本来の意味になると分からないが、響きだけから判断するなら、「経営基盤の強化及び経営の革新」の方が経営を大きく変えていくイメージが湧く。「経営の改善及び向上」は現在の経営の延長上にある印象。個人的には「経営基盤の強化及び経営の革新」が恰好良く好印象。一方で、小規模事業者に目を向けるとハードルが高く感じてしまうかもしれないと思う。

(委員) 小規模事業者の立場で言えば、「革新」まで言われてしまうと確かにハードルが上がる面はあるが、事務局にお任せしたい。

(会長) それぞれ意見は伺ったので市に一任することとしたい。

(1) - 5 第6条(中小企業関係団体等の役割)～第9条(金融機関等の役割)について

(委員) 繰り返しの意見になるが、第7条(大企業の役割)2項「市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努める」については、大企業側に無用な圧力をかけるものであり、これがあることで大企業側対して市のイメージを悪くすることを懸念している。既に県の条例に定められて効力は発揮しているものであり、わざわざ市の条例に加える必要がないと考えている。最終的には各委員の意見の集約により判断されるものと承知しているが、あくまで個人の主張として言わせていただきたい。

(委員) この条文は、サプライチェーンの問題もあり大企業の努力を促すのが難しい面もある。中小企業としては大企業に助けをもらうということではなく、自ら大企業に使ってもらえるように努力するというのが本質。県はともかく、ローカルになってくると企業誘致の問題もあり、表現には気を付ける必要があるかもしれない。わざわざ明記しなくても良いかと思う。

(事務局) ご意見を踏まえ、削除することとしたい。その代替として解説で、大企業は中小企業にとって無くてはならない存在であるというような趣旨を盛り込むこととしたい。

(1) - 6 第10条(市民の理解と協力)について

(委員) 地域が商品やサービスの購入だけでなく、共にまちづくりをする中で中小企業を育てていくという観点が大切であり、何か盛り込めないかと思う。この条例が中小企業だけのものではなく、市民も共に運用しなければならないものであるということを示すことが重要。

(事務局) 条文の上では「等」に包含されていると理解しているので、解説の中でそのような趣旨を盛り込むこととしたい。

(1) - 7 第11条(施策の基本方針)について

(委員) 前文の中でも時代による経済・社会情勢の変化という話があった。是非施策の基本方針としてそれら経済・社会情勢の変化に対する中小企業の円滑な対応を支援するという項目を最重要項目として第2項に追加していただきたい。

(1) - 8 第12条（意見の聴取等）について

(委員) この理念条例を実効性のあるものとしていくためには、意見を聞く体制だけでは不十分。意見をもとに施策を決定し、地域の経済関連主体が一体となって取り組みを推進していく体制を設けることを明記する必要があるのではないかと思う。

(委員) 具体的には、既存の会議体で、経済関係機関の意見を聞き、また市の施策や方向性を共有するものがある。これを推進体制として捉え、解説に明記するという手法でどうか。

(事務局) 具体的な体制については今後の検討となるが、経済関係機関だけにとどまらず、中小企業者なども体制内に含めることもあり得ると考えている。いずれにせよ PDCA サイクルをしっかりと回すという方針を記載することとしたい。

(委員) どうしても中小企業振興条例が、商工業振興プランに寄りがちになるが、本来の条例は、農業、林業等も含めて行政に横串を刺し、まちづくり全体に資するものであるべきと考えている。行政の見解を伺いたい。

(事務局) おっしゃることは理解できる。中小企業の振興という観点で人材育成という面を見れば教育施策等が関連してくる。条例は商工課だけではなく、市全体の責務を定めるものであり、条例に直接的に書き込むものではないが、施策を推進していく中では当然、行政全体に横串を刺して対応していくものであると考えている。

(会長) 議長意見として、第12条は現在の記述があれば、今後の様々な施策の推進に十分対応できるものと考えている。様々な意見はあるが、これ以上ご意見がなければこの案のままとすることとさせていただきたい。

(1) - 15 第13条（財政上の措置）、第14条（委任）について

○異議なく了承された。

6 その他

- ・本日の議論を踏まえた修正版を各委員に再度お送りし、了承が得られればパブリックコメントにかけていく方針を確認。万が一、修正版について大きな問題があると判断する委員があれば再度会議を開催することとされた。

7 閉会